

議第44号

澱川右岸水防事務組合理約の変更に関する協議について

澱川右岸水防事務組合理約の一部を次のように変更することについて、関係地方公共団体と協議する。

平成19年 2月20日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

澱川右岸水防事務組合理約の一部を改正する規約

澱川右岸水防事務組合理約の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「京都市助役」を「京都市副市長」に改める。

第11条を次のように改める。

(会計管理者)

第11条 組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、京都市会計管理者をもって充てる。

第12条第1項を次のように改める。

前2条に定める者のほか、組合に必要な職員を置く。

第12条第2項中「職員」を「前項の職員」に改める。

別表第1 澱川の項中「澱川」を「淀川」に、「新高瀬川合流点」を「東高瀬川合流点」に改め、同表鴨川の項中「市道竹田2号線竹田橋上流100メートル」を「市道竹田経40の1号線竹田橋上流300メートル」に改め、同表桂川の項中「澱川合流点」を「淀川合流点」に改め、同表東高瀬川の項及び新高瀬川の項を次のように改める。

東高瀬川	右岸	深草下川原町と竹田流池町との境界から淀川合流点まで
------	----	---------------------------

別表第2 京都市の項中「同区竹田内畑町」を「同区竹田西桶ノ井町、同区竹田内畑町、同区竹田中内畑町、同区竹田西内畑町」に、「同区竹田小屋ノ

内町」を「同区竹田東小屋ノ内町，同区竹田西小屋ノ内町」に改め，「，同区竹田踞川町」を削り，「伏見区寝小屋町」を「伏見区北寝小屋町，同区南寝小屋町」に，「同区中島宮ノ後町」を「同区中島鳥羽離宮町」に，「同区下鳥羽柳長町，同区下鳥羽三町」を「同区下鳥羽東柳長町，同区下鳥羽西柳長町，同区下鳥羽南柳長町，同区下鳥羽北三町，同区下鳥羽中三町，同区下鳥羽南三町」に，「同区下鳥羽円面田町，同区下鳥羽上三栖町」を「同区下鳥羽北円面田町，同区下鳥羽中円面田町，同区下鳥羽南円面田町，同区下鳥羽六反長町，同区下鳥羽南六反長町，同区下鳥羽上三栖町，同区下鳥羽広長町，同区下鳥羽澱女町，同区下鳥羽浄春ヶ前町，同区下鳥羽小柳町，同区下鳥羽但馬町」に，「同区下鳥羽芹川町」を「同区下鳥羽東芹川町，同区下鳥羽西芹川町」に改め，「同区横大路上ノ浜町」の右に「，同区横大路南島」を加え，「同区横大路竜ヶ池」を「同区横大路龍ヶ池」に，「同区横大路富ノ森町」を「同区横大路千両松町，同区横大路富ノ森町，同区横大路下島」に，「同区横大路下三栖辻堂町」を「同区横大路下三栖辻堂町」に，「新高瀬川右岸」を「東高瀬川右岸」に改め，「，同区横大路沼」を削り，同表八幡市地区の項中「八幡八萩，八幡狐川，八幡溝落，八幡林ノ元，八幡伏ノ木」を「八幡狐川，八幡在応寺，八幡長町，八幡林ノ元，八幡伏ノ木，八幡溝落，八幡八萩」に改め，同表久御山町地区の項中「小字堤外縁，小字中内（澱川右岸），小字五軒家前」を「小字五軒家前，小字堤外縁），大字森小字中内（淀川右岸）」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は，平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により京都市収入役として在職するものとされた者がその職にある間は，この規約による改正後の澱川右岸水防事務組合格約第11条第

2項の規定の適用については、同項中「京都市会計管理者」とあるのは、
「京都市収入役」とする。

提案理由

澁川右岸水防事務組合理約の一部を変更する必要があるので提案する。